

# 住宅扶助・冬季加算削減にはこう対抗しよう!

生活保護問題対策全国会議 ■ 〒530-0047大阪市北区西天満3-14-16西天満パ-ル3号館7階あかり法律事務所内

引き下げはいつから行われる?

7月以前からの利用者であれば、次の賃貸借契約の更新からです。

住宅扶助の引き下げに例外はないの?

▶ 世帯員数、世帯の状況、地域の住宅事情等により、単身世帯基準の1.3~1.8倍の特別基準の設定があります。  
▶ ①通院・通所、②通勤・通学に支障がある場合、③高齢者・障害者などで転居により自立を阻害する場合、旧基準が適用されます。

家賃の安い他市への転居を迫られた!

居住・移転の自由(憲22条)があります。

「選ばなければ安い物件はある」とCWに言われた!

劣悪な物件への転居指導は許されません。

転居指導された! 打ち切りになるの?

削減分を生活費でやりくりして、明らかに最低生活の維持に支障がある場合でなければ転居指導は許されません。

転居する場合の費用は?

生活保護から支給されます。

冬季加算の引き下げに例外はないの?

傷病・障害の程度によっては1.3倍の特別基準が認められます。

どうやって対抗したらいいの?

まずは、言い分を「申入書」にして提出しましょう。引き下げの決定が出たら、審査請求を!。

もう少し、くわしい説明を記載したパンフレットも作成する予定です。

「生活保護問題対策全国会議」のブログをご覧ください。できます。<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/>